

令和2年度の学校における働き方改革について

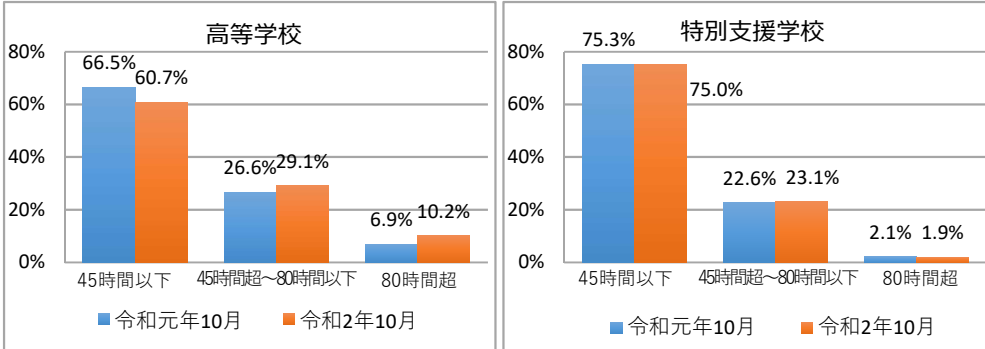
- 平成30年2月、都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教育の質の維持向上を図ることとした。平成30年度及び令和元年度には「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を公表し、働き方改革のフォローアップを進めてきた。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として都内公立学校では令和2年3月から5月末まで臨時休業を行った。再開後は、長期休業期間の短縮や土曜授業の活用、部活動の自粛・時間短縮、学校行事の中止・延期など様々な対応を行った。現在においても、感染症対策を徹底しながら教育活動を行っている。

教員の勤務状況

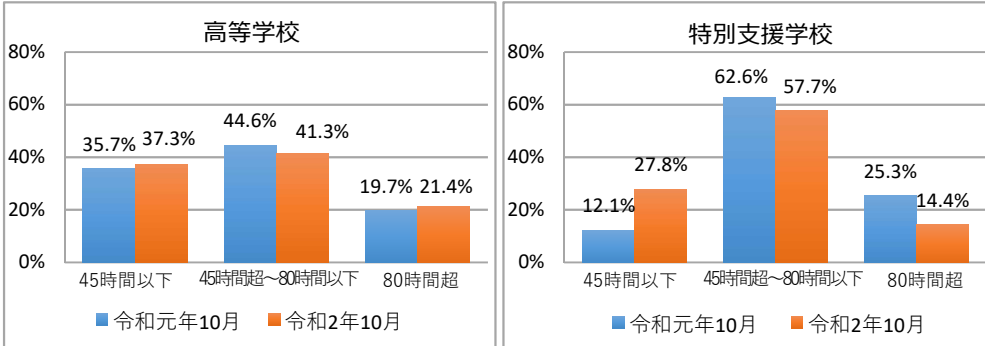
都立学校

■ 教員の1か月当たりの時間外労働の状況

○教諭等（主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む）



○副校長

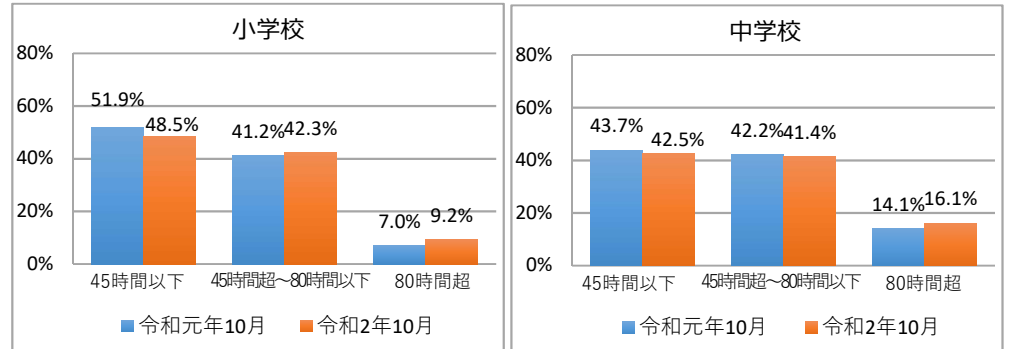


- 高等学校では45時間超の教諭等の割合が6ポイント程度増加した。
- 特別支援学校では45時間超の副校長の割合が16ポイント程度減少した。

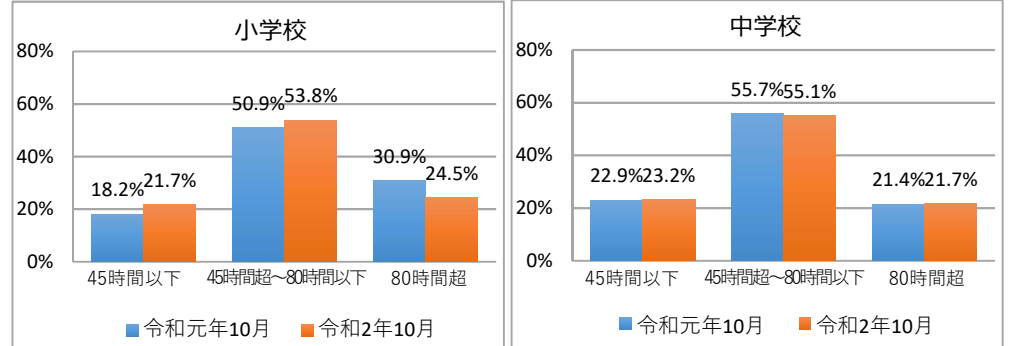
都内公立小・中学校

■ 教員の1か月当たりの時間外労働の状況

○教諭等（主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む）



○副校長



- 小・中学校ともに80時間超の教諭等の割合が2ポイント程度増加した。
- 小学校では、80時間超の副校長の割合が6ポイント程度減少した。

主な取組の実施状況

■ 教員の業務量の適切な管理等に関する規定等の整備

- ・国のいわゆる給特法の改正を受け、服務監督権者である各区市町村教育委員会が在校等時間の上限等に関する方針を規則等において定められるよう、勤務時間条例を改正
- ・都教育委員会としても、上限時間（原則1か月45時間、年間360時間）等を上記条例の施行規則に規定

■ 夏季休業期間等における学校閉庁日の設定<都立>

- ・全都立学校において、原則5日以上の学校閉庁日を設定
→ 臨時休業に伴う年間行事計画の変更により、各学校の実情に応じた日数に変更

■ 部活動指導員の配置<中学・都立>

※カッコ内は令和元年度の状況

- ・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置
- ・36地区581人（33地区413人）を補助対象に決定
- ・都立学校174校に733人（163校に599人）を配置

■ スクール・サポート・スタッフの配置<小中>

※カッコ内は令和元年度の状況

- ・学習プリントの印刷等、教員の授業準備をサポートするスタッフを配置
- ・令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策に係る校内の消毒等にも活用
- ・53地区1,698人（45地区986人）を補助対象に決定

■ 学校マネジメント強化モデル事業の実施

※カッコ内は令和元年度の状況

- ・副校長を直接補佐する非常勤職員を配置
- ・小・中学校476校（117校）、都立学校40校（14校）においてモデル実施

区市町村における働き方改革の取組状況

<令和2年12月末現在>

■ 在校等時間の把握状況

カードシステム等により客観的に把握	校長等の現認や自己申告等により把握	未把握
53地区	7地区※1	2地区※2

※1のうち3地区、※2のうち1地区は令和2年度中にカードシステムにより客観的に把握予定

■ 統合型校務支援システムの導入状況

導入済み	導入予定あり	未定
46地区	7地区	9地区

令和3年度の主な取組

都立学校における取組

- ・全校で学校閉庁日を原則5日以上設定
- ・統合型校務支援システム、庶務事務システムの導入に向けた開発に着手
- ・定期考査採点・分析システムを都立高校で全校展開

小・中学校における取組

- ・スクール・サポート・スタッフ配置支援事業の実施規模を1,879人に拡充
- ・小学校において授業や休み時間に児童に対しきめ細やかなサポートを行う、学校生活支援型スクール・サポート・スタッフの配置支援を新たにモデル実施（規模2地区）
- ・小学校において専門性の高い外部人材を活用する区市町村に対する支援を新たに実施（規模300校）

都内公立学校共通の取組

- ・教員OB等を活用し、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を全都立学校で実施（小・中学校はモデル実施）
- ・学校マネジメント強化モデル事業を引き続き実施
- ・都立学校及び中学校における部活動指導員の配置規模を拡充
- ・（一財）東京学校支援機構（TEPRO）が令和2年度から開始した人材バンク、学校法律相談デスク、学校施設維持管理業務などの事業を展開

引き続き働き方改革の取組を推進